

春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援するため、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。（以下「総合支援事業実施要綱」という。））に基づき、次条又は第16条で定める者に対して、予算の範囲内において経営開始型の農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）又は経営発展支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 資金の交付を受けることができる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 独立又は自営による就農時の年齢が原則として50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を満たす独立又は自営就農であること。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号により同委員会の許可を要しないものとされたもの、都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

イ 主要な農業機械及び施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物、生産資材等を交付対象者の名義で出荷又は取引をすること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げ、経費の支出等の経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定

する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

- (4) 経営の全部又は一部を継承する場合（一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人）以外の農業法人を継承する場合を除く。）は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等（青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料（第1号様式）を添付したものをいう。以下同じ。）であると市長に認められること。この場合において、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、第2号ア及びイ中「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、同号ウ及びエ中「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
- (5) 第4条の青年等就農計画等が次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン及び農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
- イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (6) 人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営2955号農林水産事務次官依命通知）に定める実質化された人・農地プラン等をいう。以下同じ。）において、中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「人・農地プランに位置付けられた者等」という。）。
- (7) 生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、かつ、総合支援事業実施要綱別記2に掲げる農の雇用事業による助成を受けた

ことがある農業法人等でないこと。

- (8) 農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワークに加入していること。
- (9) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による災害に備え、園芸施設共済若しくは民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (10) 平成26年4月以降に農業経営を開始した者であること。

(交付金額及び交付期間)

第3条 資金の額は、経営開始初年度にあつては、交付期間1年につき1人当たり1,500,000円を上限に交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人当たり3,500,000円から前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。）を減じた額に5分の3を乗じて得た額（1円未満は切り捨て）を交付する。ただし、前年の総所得が1,000,000円未満の場合は、1,500,000円を交付する。

- 2 交付期間は、5年を上限とする。この場合において、平成30年度以前に経営を開始した者にあつては、経営開始後5年度目分までを交付対象期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次の全ての要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、第1項の額に1.5を乗じた額（1円未満は切捨て）を交付する。
 - (1) 家族経営協定を締結しており、当該夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
 - (2) 主要な経営資産を当該夫婦で共に所有していること。
 - (3) 当該夫婦が共に人・農地プランに位置付けられた者等となること。
- 4 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を給付する。ただし、

経営開始後5年以上経過している農業者が法人を経営する場合は、交付の対象外とする。

- 5 前3項の資金の限度額は、愛知県が市に交付する補助金の額を限度とする。
(青年等就農計画等)

第4条 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等に次に掲げる書類を添付し、市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 収支計画
- (2) 誓約書
- (3) 履歴書
- (4) 離職票の原本(離職票の提示が可能な場合に限る。)
- (5) 経営を開始した時期を証明する農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等
- (6) 経営を継承する場合は、従事していた時期が5年以内である事を証明する就業証明書、卒業証明書、住民票の写し等の書類
- (7) 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書の写し
- (8) 通帳の写し
- (9) 確約書及び当該農地を示す地図(親族から貸借した農地が主である場合に限る。)
- (10) 経営発展支援金交付申請書(第11号様式。市長が支援金の申請を認めた場合に限る。)

2 市長は、前項の青年等就農計画等が提出された場合は、その内容を審査し、第2条に定める要件及び「農業次世代人材投資資金の交付対象者の考え方について」(平成31年4月1日付け30経営第3030号農林水産省就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。)を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めたときは、青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

3 前項の審査に当たっては、愛知県尾張農林水産事務所及び第15条に規定する

サポートチームと協力して実施する面接等により行うものとする。

- 4 第1項の規定は、第2項の規定による承認を受けた者が青年等就農計画等の変更（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更を除く。）をする場合について準用する。
- 5 第2項の規定は、前項の青年等就農計画等の変更の申請があった場合について準用する。

（資金の交付申請）

第5条 前条第2項の規定による承認を受けた者（以下「交付申請者」という。）は、資金の交付を受けようとするときは、農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書兼請求書（第2号様式）を作成し提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行わなければならない。

3 前項の規定は、第1項の規定による交付申請を行った者が前条第4項の青年等就農計画等の変更に伴い、交付申請の内容に変更が生じる場合について準用する。

（資金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する資金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、資金の交付を決定し、農業次世代人材投資資金交付決定通知書（第3号様式）により交付申請者に通知し、当該資金を交付するものとする。この場合において、資金の交付は半年分を単位として行うことを基本とするが、市長の判断により、1年分の資金を一括で交付することができるものとする。

（就農報告等）

第7条 前条の規定により資金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付期間中、毎年7月末日及び1月末日までにその直前の6か月の就農状況について、就農状況報告（第4号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 作業日誌の写し
- (2) 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の場合に限る。）
- (3) 通帳及び帳簿の写し
- (4) 農地並びに主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し（2回目以降の報告の際には既に提出している契約書の写しは省略することができる。ただし、親族からの農地が主で独立又は自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地の契約書等の提出が必要。）

2 交付決定者は、交付期間終了後5年間、毎年7月末日及び1月末日までに、その直近の6か月の作業日誌（第5号様式）に確定申告書又は所得証明書の写し（7月の報告の場合に限る。）を添付し、市長に提出しなければならない。

3 交付決定者は、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

第7条の2 交付決定者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に就農中断届（第6号様式の2）を市長に提出しなければならない。この場合において、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（第6号様式の3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による就農中断届の提出があったときは、その内容を審査し、就農の中断がやむを得ないと認められるときは、これを承認するものとする。この場合において、市長は、就農中断届の提出のあった交付決定者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行うものとする。

（就農状況の確認）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、第15条に規定するサポートチームを中心に、愛知県農林水産事務所と協力し、交付決定者が資金の交付期間において「交付対象者の考え方」を満たしているかどうかの状況を確認し、必要があ

ると認めるときは、第15条に規定するサポートチームを中心に、愛知県農林水産事務所と連携して適切な指導を行うものとする。

(交付決定者の中間評価)

第9条 市長は、第15条に規定するサポートチーム、愛知県農林水産事務所等の関係機関等で構成する評価会を設置し、資金の交付決定者の交付期間2年目が終了したとき（平成28年度以前からの交付決定者にあつては交付期間中）は、次項に掲げる方法により、当該交付決定者の中間評価を実施するものとする。

2 中間評価は、市長が別に定める評価項目及び評価基準に基づき、就農状況報告及び決算書等の関係書類、現地確認の状況等も勘案し、原則として面接により実施し、次項に掲げる評価区分のうち該当する区分に決定するものとする。

3 評価区分は、次のとおりとする。

- (1) 良好 A
- (2) やや不良 B
- (3) 不良 C

(評価結果の取扱い)

第10条 前条の規定による中間評価の結果の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) A評価相当の交付決定者 引き続き交付を継続し、当該交付決定者のうち希望する者については、審査の上、第16条に規定する支援金を交付するものとする。
- (2) B評価相当の交付決定者 第15条に規定するサポートチームを中心とした重点指導の対象者として認定し、1年間、重点指導を行いつつ交付を継続し、再度、中間評価に準じた評価を行うものとする。
- (3) C評価相当の交付決定者 資金の交付を中止するものとする。

(資金の中止又は休止の届出)

第11条 交付決定者が受給を中止する場合は、速やかに中止届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、病気等のやむを得ない理由により就農を休止する場合は、速

やかに休止届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該休止届を提出した交付決定者が受給を再開する場合は、経営再開届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、交付決定者が妊娠若しくは出産又は災害により就農を休止する場合は、1回の妊娠若しくは出産又は災害につき最長1年の休止期間を設けることができる。

4 前項の場合（第3条第3項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠又は出産により就農を休止する場合を除く。）において、市長は、交付期間を、その休止期間と同期間、延長することができるものとし、交付決定者は、延長を申請しようとするときは、前項の経営再開届と合わせて第4条第4項の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請するものとする。

（交付の停止）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止する。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 農業経営を中止したとき。
- (3) 農業経営を休止したとき。
- (4) 第7条の規定による就農状況報告を行わなかったとき。
- (5) 第8条に規定する就農の実施状況の確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさず、次のいずれかに該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断したとき。

ア 青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小したとき。

イ 耕作すべき農地を遊休化したとき。

ウ 農作物を適切に生産していないとき。

エ 農業従事日数が年間150日かつ年間1,200時間未満であるとき。

オ 第8条の規定により市長から改善の指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わないとき。

カ アからオまでに掲げるときのほか、市長が適切な農業経営を行っていない

いと認めたとき。

(6) 第9条に規定する中間評価によりC評価相当と判断されたとき。

(7) 交付決定者の前年の総所得（農業経営開始後の所得に限るものとし、資金による収入を除く。）が3,500,000円以上であった場合。ただし、その後、総所得が3,500,000円を下回った場合は、当該下回った年の翌年度から交付を再開することができる。

（資金の返還）

第13条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定者は、当該各号に定める額を返還しなければならない。ただし、第1号又は第4号に該当する場合であって、次条の規定による申請により病気、災害等のやむを得ない事情として市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 前条第1号から第5号までのいずれかに該当した時点が既に交付された資金の対象期間中である場合 残りの対象期間の月数分（同条第1号から第5号までのいずれかに該当した月分を含む。）の資金の額

(2) 虚偽の申請等を行った場合 資金の全額

(3) 交付期間（第11条及び第12条の規定により交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合 交付された資金の全額に、営農を継続しなかった期間の月数を交付期間の月数で除した値を乗じた額。ただし、第7条の2の手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間と同期間更に就農を継続した者及び第9条に規定する中間評価によりC評価相当とされた者を除く。

（返還免除）

第14条 交付決定者は、病気、災害等のやむを得ない事情に該当し、資金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による返還免除の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、資金の返還を免除することができる。

(サポート体制の整備)

第15条 市長は、平成29年度以降の資金の交付決定者の経営・技術、営農資金及び農地の各課題に対応できるよう、愛知県尾張農林水産事務所、農業委員会等の関係機関に所属する者等で構成するサポート体制を構築するものとする。

2 市長は、前項に規定する体制の中から、交付決定者ごとに経営・技術、営農資金及び農地のそれぞれの専属の担当者（以下「サポートチーム」という。）を選任し、交付決定者の各課題の相談先を明確にするものとする。

3 サポートチームは、原則として4月と10月の年2回、交付決定者を訪問し、経営状況の把握及び諸課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録を取りまとめるものとする。

4 サポートチームは、第9条に規定する中間評価においてB評価相当とされた者に対し、評価結果を踏まえた重点指導案を取りまとめ、翌年1年間、指導を行うものとする。

(経営発展支援金)

第16条 市長は、第9条に規定する中間評価でA評価相当とされた者のうち、希望するもの（以下「支援金申請者」という。）に支援金を交付するものとする。

2 支援金の額は、第5項において市長が認めた支援金申請者の更なる経営発展につながる取組の実現に必要な額（支援金申請者が融資機関から行われる融資を活用し、農業用機械等の導入等の事業を行う場合においては、当該事業に係る経費から融資額を除いた自己負担額を含む。）のうち、他の助成措置等による助成額を除いた額とし、支援金申請者が交付3年目に資金の交付を受けた場合の交付額の2倍に相当する額又は1,500,000円のいずれか低い額以内の額とする。

3 支援金の支援対象期間は、最長1年間とする。

4 支援金申請者は、市長が別に定める日までに経営発展支援金交付申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項に規定する支援金の交付申請があったときは、その内容を審査

し、支援金申請者の更なる経営発展につながる取組であると認めた場合は、支援金の交付を決定し、経営発展支援金交付決定通知書（第12号様式）により、支援金申請者に通知し、当該支援金を交付するものとする。

6 前項の規定により支援金の交付を受けた者（以下「支援金受給者」という。）は、当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は支援金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに経営発展支援金実績報告書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

7 市長は、支援金受給者について、交付期間3年目以降の資金の交付を中止する。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年3月19日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定（第5条及び第6条を除く。）は、この要綱の施行の日以後の青年等就農計画の申請に係る事業から適用し、同日前の申請に係る事業については、なお従前の例による。

3 改正前の要綱の規定に基づき給付を受けている者について、平成26年度の国補正予算により事業を実施する場合は、第5条第2項の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月12日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定（第9条を除く。）は、この要綱の施行の日以後の青年等就農計画の申請に係る事業から適用し、同日前の申請に係る事業については、なお従前の例による。ただし、改正前の要綱中、青年就農給付金は農業次世代人材投資資金に、給付は交付に読み替えるものとする。

3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市青年就農給付金交付要綱に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成29年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月3日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月24日から施行する。

2 改正後の春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定（第8条及び第12条を除く。）は、この要綱の施行の日以後の青年等就農計画の申請に係る事業から適用し、同日前の申請に係る事業については、なお従前の例による。

第1号様式（第2条関係）

農業次世代人材投資資金申請追加資料

年 月 日

（宛先） 春日井市長

申請者
住 所：
氏 名： 印
（生年月日： 年 月 日： 歳）

春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、同要綱の規定により当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名又は押印を添えて）誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている	<input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている			

4 交付期間（経営開始型）

年 月	～	年 月
-----	---	-----

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日	～	年 月 日
-------	---	-------

6 その他

園芸施設共済等への加入（園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ）	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定（ 月） <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない
青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）への加入	<input type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 加入していない
世帯全体の所得	万円

7 保証人

保証人を立てる場合に記載。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

住 所 氏 名	印
住 所 氏 名	印

添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合に限る。）

別添4：経営を開始した時期を証明する農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等

別添5：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する就業証明書、卒業証明書、住民票の写し等の書類

別添6：農地の一覧並びに農地基本台帳及び契約書等の写し

別添7：主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し

別添8：通帳の写し

別添9：経営発展支援金交付申請書（支援金の申請を認められた場合に限る。）（第11号様式）

別添10：前年の世帯全員（本人、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母）の所得（地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」をいう。）を証明する書類

収支計画

*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

(項目)			計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目	
農 業 収 入	〇〇 (作目)	経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
		経営規模						
		生産量						
		売上高						
	その他							
	農業次世代人材投資資金*							
	収入計 ① (資金を除く)							

(項目)		計画 1年目	計画 2年目	計画 3年目	計画 4年目	計画 5年目
農 業 経 営 費	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計 ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 ①-②					
---------	--	--	--	--	--

※ 経営開始1年目は150万円。経営開始2年目以降は(350万円-前年の総所得)×3/5により得られた額。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

確 約 書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住 所 :
申請者
氏 名 : 印
(生年月日: 年 月 日: 歳)

私は、次の親族から貸借した農地について、春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき、 年 月 日までに当該農地の所有権を自らに移転することを確約します。

なお、期日までに当該農地の所有権が移転できなかった場合、同要綱の規定により、当該資金を全額返還いたします。

(農地の譲渡者)

氏 名		本人との続柄	
住 所			

(農地の情報)

所 在 地	
面 積	

(添付書類)

当該農地の位置が分かる地図

第2号様式（第5条関係）

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住 所
氏 名 印

春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱第5条の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始後の所得に限り、資金を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3、4} 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円 - (ア)) × 3/5 で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ)		円
今回の交付申請額 ^{※3} 原則として(イ)の半額を記載			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない		

- ※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。
- ※3 1円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関	銀 行		本店					
	信用金庫		支店					
	農 協							
普通・当座	口座番号							
フリガナ								
口座名義人								

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し※
 - ・運転免許証、パスポート等身分を証明する書類の写し（夫婦で交付申請する場合は、それぞれの書類）※
 - ・離職票の原本（離職票の提示が可能な場合に限る。）
- ※ 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入（添付）しなくてもよい。

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

農業次世代人材投資資金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度農業次世代人材投資資金
については、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 事業名 農業次世代人材投資資金事業
- 2 給付金の種類 農業次世代人材投資資金（経営開始型）
- 3 交付決定額 円

第4号様式（第7条関係）

就農状況報告

経営開始○年目・交付開始○年目 前半・後半（○～○月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後○年目」とする。

年 月 日

（宛先） 春日井市長

氏名 印

春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱第7条の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等	
合 計			
家 族 労 働 力	氏 名		年間農業従事日数
雇用労働力		(人・日)	

2 経営規模の報告

経営耕地	区 分	面積 (a)	
	所有地		
	借入地		
作業受託	作 目	作業内容	実績

3 前年の所得 *1

	万円
--	----

4 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	積み立てている
<input type="checkbox"/>	積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

5 地域のサポート体制について

	専属担当者 (経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者 (農地)
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

6 報告対象期間における交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	参加した
<input type="checkbox"/>	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

7 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

<input type="checkbox"/>	加入している
<input type="checkbox"/>	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

8 計画達成に向けた今後の課題

--

添付書類

- 別添
- 1 作業日誌の写し
 - 2 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の場合に限る。）
 - 3 通帳及び帳簿の写し
 - 4 農地の一覧並びに農地基本台帳及び契約書等の写し*₂
 - 5 主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し*₂

- * 1 7月の報告の際のみ記入する。（農業次世代人材投資資金を除く。）
- * 2 2回目以降の報告の際は既に提出している農地基本台帳及び契約書の写しは省略することができる。ただし、親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要。

決 算 書

			計 画 a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 収 入	〇〇 (作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
		経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
農業次世代人材投資資金					
収入計① (資金を除く)					

			計 画 a	実 績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費	原 材 料 費				
	減 価 償 却 費				
	出 荷 販 売 経 費				
	雇 用 労 賃				
支出計②					
【参考】設備投資 (内容, 金額)					
農業所得計③ = ①-②					
農外所得④		所得合計③+④			

第5号様式（第7条関係）

作業日誌

交付終了後 年目 前半・後半（ ～ 月分）

年 月 日

（宛先）春日井市長

氏 名 印

春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱第7条第2項の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作 業 内 容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合 計		

添付書類

確定申告書又は所得証明書の写し（7月の報告の場合に限る。）

農地の一覧及び農地基本台帳の写し（変更がある場合に限る。）

※ 上述の内容が記載された作業日誌を別に添付する場合は、作業日誌の記載を省略できる。

第6号様式（第7条関係）

離農届

年 月 日

（宛先） 春日井市長

氏 名 印

農業経営を中止し、離農しますので、春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱第7条第3項の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
-----	-------

添付書類

- ・ 廃業届
- ・ 経営資産の売却日の証明書
- ・ 生産物の最終出荷日がわかる伝票 等

第6号様式の2（第7条の2関係）

就農中断届

年 月 日

(宛先) 春日井市長

氏 名 印

春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱第7条の2第1項の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断 予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開 に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

第6号様式の3（第7条の2関係）

就農再開届

年 月 日

（宛先） 春日井市長

氏 名 印

春日井市農業次世代人材投資資金第7条の2第1項の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ~ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ~ 年 月 日

第7号様式（第11条関係）

中止届

年 月 日

（宛先） 春日井市長

氏 名 印

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を中止しますので、春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱第11条第1項の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

第8号様式（第11条関係）

休止届

年 月 日

（宛先） 春日井市長

氏 名 印

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を休止しますので、春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱第11条第2項の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
休止理由	
再開に向けたスケジュール	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

添付書類

母子手帳の写し（妊娠又は出産により休止する場合に限る。）

罹災証明等罹災が確認できる書類（災害により休止する場合に限る。）

第9号様式（第11条関係）

経営再開届

年 月 日

（宛先） 春日井市長

氏 名 印

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を再開しますので、春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱第11条第2項の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

第10号様式（第14条関係）

返還免除申請書

年 月 日

（宛先） 春日井市長

氏 名 印

春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱第14条の規定に基づき資金の返還免除を申請します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

第11号様式（第16条関係）

経営発展支援金交付申請書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所：
申請者
氏 名： 印
（生年月日： 年 月 日： 歳）

春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱第16条第4項の規定に基づき、次のとおり経営発展支援金の交付を申請します。

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分

（単位：円）

取組 内容	事業費 (A + B)	経営発展支援金 (A)	その他 (B)	備考
合 計				

3 事業完了予定年月日 年 月 日

添付資料：実際の取組にかかる金額（実績額）が確認できる見積書

第12号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

経営発展支援金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度経営発展支援金については、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 事業名 経営発展支援金事業
- 2 給付金の種類 経営発展支援金
- 3 交付決定額 円

第13号様式（第16条関係）

経営発展支援金実績報告書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所：
申請者
氏 名： 印
（生年月日： 年 月 日： 歳）

春日井市農業次世代人材投資資金交付要綱第16条第6項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 経営発展に向けた具体的な取組内容

--

2 経費の配分実績 （単位：円）

取組 内容	事業費 (A + B)	経営発展支援金 (A)	その他 (B)	備考
合 計				

3 事業完了年月日 年 月 日

添付資料：納品書、領収書等